

## 平成27年度第2回千葉県社会福祉協議会政策調整委員会概要

1 期 日 平成27年7月13日（月）午前15時30分～17時15分

2 場 所 千葉県社会福祉センター 3階会議室

3 出席者 委員7名

事務局15名

（松澤常務理事、奥山事務局長、川上部長、鶴原部長、  
金子運営適正化委員会事務局長、鈴木副部長、阿部副部長、鳥山副部長、  
会田班長、山口班長、中田班長、鈴木班長、窪田班長、佐野班長、小川）

計22名

### 4 内 容

#### （1）平成28年度千葉県予算に関する提案・要望について

（小林副委員長）

内容の部分ではないが、文章の書き方として、前文の最終行「～まだまだ解決すべき問題・課題が山積しております」の方がよいのではないかと。

（奥山事務局長）

そのように修正する。

（小林副委員長）

福祉・介護人材の確保、定着及び育成への取り組み強化について、要望事項の2番目にある「福祉人材確保・定着地域推進協議会」とは、どのような仕組みで、どのような組織が加入し、どのような機能を有する組織なのか。

（鶴原部長）

「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」における下部組織で、県内12の保健福祉圏域に設置されている。活動内容としては、県の担当者がその地域の実情に応じた人材確保・定着の推進方法の確認や、取り組み状況の報告等を行っているが、対策本部等との意思統一が図られていないことから十分に機能していないのが現状である。

（湯川委員）

印旛地域に関しては、地域特性に応じた事業計画を立てたうえで中間管理職の定着に関する事業等を行っているが、県として市町村へ財政負担を求めるなど、人材確保に対する動きが鈍くなっているように感じる。また、7月末に推進協議会が開催される予定となっているが、千葉県は全国的に見ても早い時期に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を立ち上げた実績を持っているにもかかわらず、昨今の人材確保に係る危機的状況において県として何をやっているのかという思いを持っている。

また、就職フェアに関しても画一的なことばかり行うのではなく、他県でも行っているように、県の福祉部局は教育部局と連携し学生をフェアに参加させてもらうよう学校に対し直接依頼するなど、県の方針に対し強く申し入れることも必要ではないかと考える。

(牧野委員)

福祉教育と関連する部分ではあるが、生まれ育った地元で仕事に就き役割を果たしていくことは必要である。その地域にある学校を一枚ずつ訪問することができるということは、地元の強みであるので、その点を活かすことができればと思う。

(湯川委員)

高校・中学の教科書において、介護職の給料はとて低いと記載がある。教科書にこのような記載があるということは、今後、介護職のなり手がなくなることが考えられ、かつ、千葉県では高齢者施設を6,000床増やす方針としているが、目標を達成できるのかという危惧がある。また、人手不足により虐待が発生する可能性も否定できない。

(小林副委員長)

高齢者に対する支援はとて有意義なものであるという方針のもと、知事を筆頭に「緊急対策本部」のようなものを立ち上げ、全県的にアピールすることも考えのひとつだと思う。

また、要望文の文頭に記載されている介護職の必要数だが、全国値ではなく県内の必要数もしくは不足数を具体的に記載した方がよいのではないかと考える。

(鵜原部長)

県内の介護職の不足数は、約2万3000人ほど見込まれるので、そのように修正する。

(伊与久委員)

新聞報道等で行われているが、首都圏の介護力の脆弱性の問題において、国の方針として高齢者は地方への移住を推進しているようだが、千葉県は介護力が脆弱なので地方へ移住させる地域なのか、逆に受け入れる地域なのか。

(鵜原部長)

千葉県は、東京の受け皿としての役割がある一方で、関東圏に置き換えると逆に移住していただく側となり、両方の役割を持っている。

(田中委員長)

福祉人材センターとしての求職者数や紹介件数は年々減少しているようだが、センターの立地条件が影響しているのか。

(鶴原部長)

立地条件が全てではないが一因ではある。

(田中委員長)

高校生の希望する職業ランキングで、介護や保育はどの程度のランクにあるのか。

(鶴原部長)

少なくとも保育や看護は上位にあると思われるが、介護は下位にあるかと思われる。

(田中委員長)

職業ランキングに対する具体的な目標水準を設定することにより、明確化されわかりやすいと思うし、併せてイメージアップ作戦も行っていく必要がある。

(榎本委員)

生活困窮者自立支援制度の充実について、貸付希望者を自立相談支援機関へ繋ぐということだが、貸付希望者本人の自立したいという気持ちの部分が一番かと思われることから、自立相談支援機関としてその部分の指導はどのように行うのか。

(奥山事務局長)

自立相談支援機関としては、貸付希望者の生活状況や現状としてどのようなことで困っているかを聞き取ったうえでアセスメントシートを作成し、たとえば、貸付が必要と判断された場合は、市町村社協と連携し調整会議に諮ったうえで支援を進めている。

(榎本委員)

たとえば、自立度が低い方から貸付の希望があった場合は、そのような方々をどのように自立させるかということが一番の問題かと思うが、社協や自立相談支援機関として本人を自立の方向へ向かわせるために具体的にどのような手法を用いているのか。

(中田班長)

自立相談支援機関を利用するには、基本的にその利用者が自立をする気持ちがあり、その同意をもって支援計画を立てることが前提となる。ただし、本人にその気持ちがないということであれば、中間的就労であるとか貸付とは別の支援へ結び付けているところである。

(榎本委員)

貸付に頼るだけではなく、自立への機運を育てるような方策に力を注いでいくようお願いしたい。

(小林副委員長)

9 ページの要望項目 2 番目にある「出口戦略」という言葉は公的な文章に使用されているものなのか。

(川上部長)

厚生労働省の資料において使用されている。

(田中委員長)

出口戦略である任意事業については、ほとんど民間へ委託している状況なのか。

(川上部長)

10 ページにあるとおり、出口戦略である任意事業の実施率は全体で 3 割程度と低い実施率となっており、その中で就労準備支援事業については、市の直営が 18.2%でありそれ以外が民間委託となっている状況である。

(田中委員長)

関連して、同一市内においても例えば家計相談が A 事業者、学習支援が B 事業者というように別法人に委託しているケースがあるかと思われるが、そのようなケースは効果があるのか疑問を感じるが、その点はどうか。

(川上部長)

相対的には自立相談支援事業を委託している事業者へ就労準備については委託しているところが多いが、学習支援事業については別の NPO 団体等へ委託しているケースが多いと思われる。

(牧野委員)

NPO 団体等は、それまで経験してきたネットワークに基づき中間的就労を行っているが、就労訓練については、法律が施行されたので即実行というわけにはいかないのが現状である。当法人において、8 月から就労訓練の一環で引きこもりだった青年を週 2 回ほど受け入れて事業所の運営に携わってもらうこととなっている。これは、すそ野が色々と広くないとできることではない。自分のところで全て行うことは難しいことだが、それにも増して体験を積む場所を確保することは非常に困難である。このようなことから、各事業の委託先が各々転々とするのは、現状として致し方ないことと思われる。

(湯川委員)

分野横断的にやるべきことがそうではなく縦割りになっている状況があると思われるが、千葉県では、たとえば「生活困窮者自立支援法」は健康福祉指導課、「地域福祉支援計画」は健康福祉政策課が所掌しており、地域福祉に関連する施策が分断されている。こ

のようなことは市町村へも影響を及ぼしていると考えられるため、一体的に行える施策のあり方も要望に盛り込んでいただけるとありがたい。

（小林副委員長）

県では、今年度 4 月から、高齢者施設部門と介護保険部門は高齢者福祉課に統合されたことから考えても、一体的に行うべき施策については、総合的に推進する仕組みを確立するように県へ提案してもよいのではないかと考える。

（榎本委員）

市町村地域福祉計画の策定と地域福祉フォーラム事業について、現在行っていない自治体は経済的な理由から行っていないということか。

（川上部長）

地域福祉計画については、法律上義務付けでは無いことや人手不足、財政的に困難等いろいろと理由は出ているが、財政的な面については国の方針により「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」を積極的に活用するようになっていることから、懸念材料をひとつずつクリアしていければと考えている。

（伊与久委員）

現在県社協において、行政と市町村社協による担当者会議や市町村社協会長・事務局長合同会議等を行っており、課題等に対する共通認識を持つ観点から非常に成果を上げているかと思うが、その際、地域福祉計画が未策定の自治体は何かを感じ取り、千葉県として一体感を持って福祉の底上げを推進していただきたい。

（川上部長）

市町村担当課長及び市町村社協事務局長合同会議は今年度で 2 年目となるが、初年度は、小林副委員長より地域福祉計画の大切さについてご講義いただき、今回は県及び県社協から説明を行ったところである。その際、県の担当者からは、地域福祉計画の重要性について説明をいただいた。

（小林副委員長）

計画を策定している市町村の長や市町村社協の会長が、計画の重要性等の話をできる仕組みができればよいのではないか。

（伊与久委員）

市町村の首町の意識の問題もあるかと思うので、県市町村長会議等の首長が一堂に会する場において、地域福祉計画の策定の重要性について話をすることは大事かと思う。

(湯川委員)

まずは、県の健康福祉部長から、実態として地域福祉計画無くしては地域福祉が動いていけないという説明をする必要があると考える。

(松澤常務理事)

市町村担当課長及び市町村社協事務局長合同会議においては、市町村社協の事務局長が各市町村から派遣されている方もいらっしゃるの、また各市町村へ戻った際に福祉に携わることも考えられる。また、各市町村担当課長についても、今回の会議に出席したことにより社協との密着度も高まったと考えられることや、県社協より提供された資料が中身が濃く非常に良かったとの声が聞かれることから、新任の担当課長をいかに取り込んでいくかということも重要なことかと考える。

先日開催された医療審議会において、ある委員から、県の健康福祉部内の課長及び副課長がほとんど代わられたことで、計画の推進がうまく図られるかとの懸念の声が挙がったところだが、反面、新たに働きかけを行うにはいい機会ではないかと考えられるので、今回いただいた意見を踏まえて対応していきたいと思う。

(小林副委員長)

内容ではないが、文章の書き方として、「生活福祉資金貸付事業における民生委員実費弁償費の増額について」の本文下から 4 行目「生活困窮者等の社会的弱者～」の社会的弱者はなくても意味は通じるので削除してはどうか。

(奥山事務局長)

そのように修正する。

(小林副委員長)

実費弁償費用の基準額の記載だが、予算要求で議員等へ説明する際にわかりやすくするために、1 人当たりなのか 1 月当たりなのか等わかるように記載すべきではないか。

(奥山事務局長)

民生委員 1 人当たりの額であるので、そのように修正する。

(榎本委員)

以前の基準額は民生委員 1 人当たり 3,000 円であったが、今般自治体により単価のばらつきが生じている。民生委員児童委員協議会においても同様に要望することとしているが、県社協として積極的に要望していただいているので、その点非常に感謝している。

(松澤常務理事)

生活福祉資金の貸付債権は現在 1 万件以上あるが、民生委員は貸付利用者への今後の

償還に関する通知を届けることや、本人の自立の状況等を市町村社協と連携して支援することなど、きめ細やかな対応を行っていただいている。ただし、実費弁償費用については、直接民生委員個人に手渡されるケースもあればその地区の研修等の費用に回されるケースもあることから、生活困窮者の多寡などその地域の実情によって対応にばらつきはある。

また、子どもの貧困問題等に起因し教育支援資金の貸付も非常に多くなってきていることから、ひとり親家庭を訪問していただくなどそのような素地はまだ多いかと思われる。

(牧野委員)

民生委員は、県内に何人いるのか。

(榎本委員)

県民協で7,000人、千葉市を含めて9,000人ほどである。

(湯川委員)

「地域医療介護総合確保基金」について、県は市に対しても四分の一程度の負担を求めてきていることから、生活支援コーディネーターの関連も含めて当該基金はあくまで都道府県事業として考えていただきたいことを強調していただきたい。

(川上部長)

生活支援コーディネーター養成研修事業については、市町村の負担は無いと聞いている。

(松澤常務理事)

都道府県事業であるということはしっかりと伝えたいと思う。

(小林副委員長)

「日常生活自立支援事業における適正な財源確保について」だが、基本的には全国的な問題であると考えられるので、全社協としてはどのように動いているのか。

(川上部長)

日常生活自立支援事業については、全社協の対応は極めて鈍いと思う。

(小林副委員長)

月1,200円という単価は、この仕事を評価しているとは思えない単価ではないか。生活保護受給者に対する支援は、人手がかかるものであり、まして精神に疾患を持っている利用者に対してはなおさらであることから、全国を挙げて反対するなど声を上げる必要があるのではないか。

(川上部長)

厚労省から最初に説明があった段階で、この単価についておかしいのではないかと質問したところ、厚労省は、生活保護受給者へ支援についてこれでは足りないということはわかっているが、1回当たりの単価ではなくその一部の基準額であって、今年度は前年度の国庫補助基準額の70%を確保しその中に残りは含まれているとの説明であった。

(小林副委員長)

国の資料の中に、「今後の協議状況を踏まえ、さらに必要な対応を検討したい。」となっているということは、県はもとより全社協が踏ん張って国へ要求していかなければどんどん単価を下げられることが想定されるので、会長会議等で発言するなど強く要望していくべきである。

(石川委員)

広域災害ボランティアセンターにおけるストックヤードについて、災害等が起こった時に一部ストックヤードが確保されているからといって用をなすとは思えない。特に懸念されるのは、残り3圏域の中でも以前から問題とされている夷隅圏域は絶対に必要な地域かと思われるが、県としての認識はどうか。

(川上部長)

県としては、防災支援ネットワーク基本計画や地域防災計画に位置づけられていることから認識はしている。しかし、財政的な問題から先送りしている状況である。

(田中委員長)

千葉県社会福祉協議会事務局体制の充実・強化について、自主財源の補填はどの程度まで可能なのか。

(鈴木副部長)

決算上2億円程までは可能であるが、実際には、委託料や補助金が収入となるのが年度末となることから、その間の補助金で賄うべき人件費を立て替える必要があるため、なかなか難しい面はある。

なお、自主財源の確保という点では、当会で行っている介護支援専門員の実務研修の受講試験であったり社会福祉関連研修においてできるだけ確保するよう努めているところではあるが、受講者数については予測しづらい面があるので、確実に自主財源を確保できるかという点は難しい状況にある。

(田中委員長)

千葉県社協は、他の隣接する都県社協と比較すると、職員の配置体制は弱いのか。交付税の単位費用を見ると相当額が引かれているように見える。

(鈴木副部長)

資料の金額については、地方交付税交付金の単価が示されているが、この全額を確保しているわけではないので、千葉県社協としては厳しい状況と言える。

(田中委員長)

できることなら、近接する都道府県社協との比較を例示するとわかりやすいのではないかと。

(鈴木副部長)

過去に調査したことはあるが、各事業を包括したうえで人件費を計上しているなど各県によって取り扱いが異なっており、非常に比較しづらいのが現状である。

(湯川委員)

今後事業を継続していくうえで、さらに職員を配置すべき部分については要望していくべきだが、個人の給与の部分については高いように感じるのもので、その点は県社協として考えていただければと思う。

(田中委員長)

給与は県職員に準じているとは思いますが、どの程度の差があるのか。

(松澤常務理事)

準じてはいるが、全く同じではないため差はある。

## (2) その他

次回開催日	平成27年	10月29日(木)	10時10分から
次々回開催日	平成28年	2月22日(木)	10時10分から

以上